

令和元年度第3回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和元年6月10日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

令和元年度第3回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室
2. 開会日時 令和元年6月10日（金） 午後1時30分
3. 閉会日時 令和元年6月10日（金） 午後2時50分

4. 出席農業委員（15名）

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	4番	蛭沢清子君
5番	沼尾幸一君	6番	竹内勝子君
7番	米内山寧夫君	8番	高松克彦君
9番	沢田兼美君	10番	中野一男君
11番	甲地武彦君	12番	木村豊三郎君
13番	甲地俊隆君	14番	新山忠幸君
15番	小野寺正八君		

5. 欠席農業委員（0名）

6. 出席農地利用最適化推進委員（3名）

上野（上）	蛭名賢一君	旭	笹倉隆悦君
花向町	野田亮広君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

甲地 岡山粕男君 千代畑 江刺家栄作君

8. 会議に付した案件

- 報告第6号 農地の転用事実に関する照会について
報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第10号 東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第11号 農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について
議案第12号 平成30年度農業委員会の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

9. 議事録署名委員

6番 竹内勝子君 10番 中野一男君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 蛭澤博幸 事務局主事 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長 (蛭澤博幸君) 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」
着席願います。

ただいまから、6月3日に招集通知しました、第3回東北町農業委員会総会を開催いたします。

事務局長 (蛭澤博幸君) 本総会の出席委員は、15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
尚、農地利用最適化推進委員 3名の出席があります。
本日、 番 委員、 番 委員
委員、 番 委員
より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

事務局長 (蛭澤博幸君) それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長あいさつ省略)

事務局長 (蛭澤博幸君) ありがとうございました
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会長 (乙部 繁作君) それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

(開 議)

議長 (乙部 繁作君) これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長（乙部 繁作君） 総会の提出案件は、**報告 2 件、議案 5 件**であります。
充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

（議事録署名者の指名・書記の任命）

議長（乙部 繁作君） **日程第 1** 議事録署名者の指名及び書記の任命についてを、議題とします。

お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議事録署名者には、**6 番 竹内 勝子 委員、10 番 中野 一男 委員**を指名いたします。

尚、書記には、河島 副参事を任命いたします。

（会期の決定）

議長（乙部 繁作君） **日程第 2** 会期の決定についてを、議題とします。
総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議長（乙部 繁作君） **日程第 3 報告第 6 号** 農地の転用事実に関する照会について、
を議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長
(蛭澤博幸君)

1 ページをお開きください。

報告第 6 号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

尚、現地確認は、6月3日、農業委員及び農地利用最適化推進委員 2 名（4 番 蛭沢 清子 委員 及び、野田 亮広 委員）と事務局職員 2 名により遅滞（ちたい）なく現地調査を行い、現況が農地であるか否（いな）かを確認しています。

2 ページをお開きください。

受付番号 2 番～4 番まで 3 件について説明いたします。

(事務局受付番号 2 番～4 番まで 3 件朗読説明省略)

以上、3 件です。

議長（乙部
繁作君）

ただいま、事務局より報告第 6 号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

質疑なしと認め、報告第 6 号は原案のとおり報告済と致します。

議長（乙部
繁作君）

日程第 4 報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてを、議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長
(蛭澤博幸君)

3 ページをお開きください。

報告 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、このことについて、別紙のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4 ページをお願いします。

(事務局 9 番から 17 番、9 件朗読説明省略)

以上、9 件です。

議長（乙部 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありました。ご質疑あり
繁作君） りませんか。

（質疑なしのとき）

質疑なしと認め、報告第 7 号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長（乙部 **日程第 5 議案第 8 号** 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業
繁作君） 委員会の許可についてを 議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8 ページをお願いします。
（蛭澤博幸
君）

議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、所有権移転 3 件の許可申請書の提出があったので、審議を求め
るものです。

9 ページをお願いします。

（事務局 受付番号 8 番～ 10 番まで、 3 件を朗読説明省略）
以上、 3 件であります。

議長（乙部 只今、事務局より、所有権移転、受付番号 8 番～10 番まで 3 件
繁作君） について説明がありました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

（質疑なしのとき）

質疑なしと認め、議案第 8 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（乙部 日程第 6 議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転
繁作君） 用許可に係る意見についてを 議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 10 ページをお願いします。
（蛭澤博幸 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に
君） 係る意見について、農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により、別紙
のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための
意見を求めるもので、受付番号 2 番から 4 番 3 件、現地調査が行わ
れております。

11 ページをお願いします。
尚、申請箇所的位置等は、12 ページ及び 14 ページのとおりで
す。

（事務局 受付番号 2 番から 4 番 3 件朗読説明省略）

以上です。

議長（乙部 ただいま、事務局より、説明が終わりました。
繁作君）

これには、現地調査が行われていますので

4 番 蛭沢 清子 委員より現地調査の報告をお願いします。

委員（蛭沢 議案第 9 号の現地調査の報告をいたします。
清子君）

11 ページ、2 番の申請地は、6 月 3 日に農地利用最適化推進
委員 野田 亮広委員及び事務局と現地に行き、申請者 及
び 貸人 両者の代理人の立ち合いのもと現地調査を行いました。
た。

申請地は、東北町役場分庁舎より東北東へ 4.1km の距離にあり、
土場川流域に広がる水田地帯に接近した、農業振興地域整備計画
における農用地区域に位置し、転用の目的は、砂採取による一時
転用です。

現況においては、境界が明確であり、周囲への被害防止対策と
して危険防護柵が設置され、また汚濁水の流失防止のための沈殿

委員（蛭沢
清子君）

池が設置されるなど、周囲に被害を及ぼす影響はなものとみられ、また、事業完了後は農地に復元する誓約もなされていることから、許可相当と判断してまいりました。

次に、11 ページ、3 番の申請地は、6 月 3 日に農地利用最適化推進委員 野田 亮広 委員及び事務局と現地に行き、申請者譲渡人及び、譲渡人両者の代理人である、代理人の立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、東北町本庁舎より、南へ約 1 km の距離にあり、周辺には、田を開田した畑を中心とした一団の農地が存在しているが 1 0 ha 以下の地域である。近隣は集落内の住宅地で形成された地区に接近し本庁舎より半径 1 km 以内の住宅率が 4 0 パーセントを超える地域である。転用の目的は、保育園職員及び父兄のための駐車場建設のためです。

現況においては、盛土を行いますが、畦畔より高くはしませんので土砂流失の恐れはないものと思われまます。また、境界が明確であり、周囲に被害を及ぼす影響はないとみて、許可相当と判断してまいりました。

次に、11 ページ、4 番の申請地は、6 月 3 日に農地利用最適化推進委員 野田 亮広 委員及び事務局と現地に行き、申請者借人及び、貸人さん 申請者 借人さん立会いのもと現地確認を行いました。

申請地は、1 0 ha 以上の畑を中心とした一団の農地が存在している地域である、一方酪農農家の牛舎や養鶏場が近くにあり住宅地区内より距離をおいた地域である。転用の目的は、牛舎及び堆肥舎の農業用施設の建設です。

現況においては、境界が明確であり、また、糞尿は貯蔵発酵させたあと畑に還元する。周囲には、住宅が少なく悪臭等で影響はないものとみて、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告と致します。

議長（乙部
繁作君）

ご苦労様でした。

ただいま、事務局説明及び 4 番 蛭沢 清子 委員より、現地調査の報告が終わりました。

議長（乙部 繁作君） 本案について、ご質問等ございませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、議案第 9 号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

議長（乙部 繁作君） 日程第 7 議案第 10 号 東北町農用地利用集積計画の決定についてを、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 15 ページをお願いします。

（蛭澤博幸君） 議案 10 号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

16 ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお願いの文書であります。

17 ページをお願いします。

最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書賃貸借、受付番号 7 番から 10 番 4 件について説明いたします。

なお、賃貸借及び使用貸借は、農地中間管理事業によるものについては、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させていただきます。

（事務局、受付番号 7 番から 10 番 4 件朗読説明省略）

19 ページをお願いします。

次に、使用貸借受付番号 17 番から 25 番 9 件について説明いたします。

（事務局、受付番号 17 番から 25 番 9 件朗読説明省略）

24 ページをお願いします。

事務局長 最後に、農地売買等事業による所有権の設定各筆明細書（所有権
（蛭澤博幸 移転）について説明いたします。
君）

（事務局、受付番号 3番～5番 3件朗読説明省略）

以上です。

議長（乙部 ただいま、事務局より説明が終わりました。
繁作君） 本案について、ご質疑等ありませんか。

委員（新山 20ページの使用貸借について8番から23番で同じ人の名前が2回
忠幸君） 出てきている理由をお聞かせ下さい。

事務局長 同じ名前での使用貸借ですが相手方違います。
（蛭澤博幸
君）

14番新山 お名前は教えていただけますか。
忠幸委員

事務局長 20ページの20番は〇〇さん
（蛭澤博幸 22番の〇〇さんは、〇〇さん。次の23番〇〇もさん。
君）

委員（木村 新山委員の質問で最初からお名前を記載出来ないんですか。
豊三郎君）

事務局長 利用集積についてはいったん支援センターに行くわけで相手方が見つ
（蛭澤博幸 ければ支援センターから移ります。今は確実に結んでいないので出てきま
君） せん。現在借りる予定で総会の資料様式では相手方がでてきません。今は
借りる予定と解釈をしていただきたい。成立するまで時間がかかります。
農林水産課では把握しているかと思いますが支援センターから移るとい
う事をご理解願います。

議長（乙部 そのほか、質疑はありませんか

繁作君)

(質疑なしのとき)

議長 質疑なしと認め、議案第 10 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 8 議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の許可に係る下限面積についてを 議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

議長

25 ページをお願いします。

議案 11 号 農地法第 3 条第 1 項の許可に係る下限面積について、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により、別紙のとおり別段面積の設定についての審議を求めるものであります。

事務局長

26 ページをお願いします。

(事務局 朗読説明省略)

以上、であります。

事務局長

事務局より説明が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。

(異議なしのとき)

異議なしと認め、議案 11 号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 (乙部
繁作君)

日程第 9 議案第 12 号 平成 30 年度農業委員会の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてを、議題とします。

事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。

副参事 (河
島徳悦君)

27 ページをお願いします。

議案第 12 号 平成 30 年度農業委員会の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、このことについて、別紙のとおり決定し、東北農政局へ報告するものです。

(事務局 28 ページ、33 ページまで朗読説明省略)
以上であります。

議長 事務局より説明が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。

委員（高松 28 ページ 1. 農業の概要で認定新規農業者は 0、30 年度は誰もありません。これは農林課の補助金農業次世代人材投資資金で何人か新規で農業をするということで頂いている方がいるんです。私も寒水の 1 名の男子をこの事業に載せて新規就農させたんです。それとこの新規就農はここでいう 0 とは意味が違うのですか。

事務局長 親子で経営していきまして、高松委員が言いました新規就農とみなさず、
(蛭澤博幸 農林水産課からも確認しましたが新規就農者はないと回答を頂き 0 の数
君) 値となりました。

委員（高松 ここていう新規就農者とはどういう方を想定されていますか
克彦君)

事務局長 補足して頂きます。認定新規就農者なので通常の就労者で新規就農者で
(蛭澤博幸 認定される。認定を受ける。
君)

委員（高松 農林課の事業はその人も含めてまったくシロウトが家族関係もない人
克彦君) が農地を取得する、機械を取得するそれも新規なんです。
ここでいう新規就農者とはどういう人を想定しているのか聞いています。
認定であって親子であって土地を借りました、または贈与する機械を借りています。それでも新規の認定者になるんですよ農林水産課の場合。なんで農業委員会は区別されているのか聞いています。
次回の総会で資料の数字を訂正するなり、0 の線引きについての説明をお願いします。

委員（蛭名 28 ページの農地台帳の面積が 7,721.2ha ですが 31 ページの農地台
勲君) 帳の整備で 9,115.0ha ですがどこから増えたのですか。内容をお願いします

委員（蛭名 すす
勲君）

事務局長 8 農業委員会での整備対象面積で調べたけっか山林等を含めた形の面積
蛭澤博幸 なのか次回に回答させていただきます。
君）

議長（乙部 そのほか、質疑はありませんか。
繁作君）

（異議なしのとき）

異議なしと認め、議案 12 号は、原案のとおり承認することに決定
しました。

議長（乙部 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
繁作君）

第 3 回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 1 4 時 4 7 分 閉会